

決議

がいかに保たれるかにかかっている。湿地に支えられた漁業の92%の漁獲量の変動は、最近の湿地での洪水の記録により説明できると、ウエルカム(1979)は示した。

個体群数: 同じ種で構成された魚類の一群。湿地の群集はその湿地に生息する植物と動物のすべての種により構成される。

相当な割合: 極地の生物地理区では、「相当な割合」は3-8の亜種、種、科、生活史の段階または種間関係で、温帯域では15-20亜種、種、科などで、熱帯では40亜種、種、科などだが、これらの数字は地域により異なる。種の「相当な割合」はすべての種を含み、経済的に価値のある種に限られない。一部の「相当な割合」の種が生息する湿地では、魚類にとっては重要でない生息地で、たとえ熱帯でもマングローブ湿地の淀みや、洞窟湖、死海の高塩分濃度の周辺域の水たまりなどでは、数種の魚類しか含まれない場合がある。劣化した湿地の復元された場合に「相当な割合」の種を支える可能性は、考慮される必要がある。例えば高緯度域や最近氷河が通過した地域や周辺部の魚類の生息地など、自然に魚類の多様性が低い地域では、種内の遺伝的に分けることのできる群も数に含めることができる。

産卵場: 魚類により、求愛、交配、配偶子(精子、卵など)の放出、配偶子の受精、受精した卵の放出のために利用される部分の湿地。例として挙げられるのはニシン、コハダ、ヒラメ、ザルガイと淡水湿地のたくさんの魚類。産卵場は、河川域、河床、湖沼の沿岸または深いところ、氾濫源、マングローブ、塩性湿地、ヨシ原、河口または浅海域などが挙げられる。河川からの流入する淡水は、隣接した海岸に産卵に好適な状態を作っている場合もある。

種: 野生状態で交配または交配可能な自然に起こる魚類の個体群。

種間相互作用: 種間での特定の利益や重要性を持つ情報やエネルギーの交換。例は、共生、片利共生、相互資源防衛、共同繁殖、托卵行動、先進的(advanced)子の世話、社会的狩猟、例外的な捕食者-非捕食者関係、寄生、高次寄生。種の相互作用はすべての生態系で起こるが、例えばサンゴ礁、古い湖沼などの生物多様性の重要な構成要素となっており種が豊富な極相の群集で特に発達している。

湿地の利益: 湿地が人に提供する便益。例えば、水の浄化、飲料水の供給、魚類、植物、建築材、家畜のための水、アウトドアレクリエーション、教育。

湿地の価値: 湿地が自然生態系の機能の中で果たす役割。例えば、洪水の軽減と調節、地下水と表流水の維持、沈殿物の保留、侵食の調節、汚染の軽減、生息地の提供。

参考文献

Bruton, M. N. & G. S. Merron, 1990: "The proportion of different eco-ethological sections of reproductive guilds of fishes in some African inland waters," *Env. Biol. Fish* 28: 179-187.

Groombridge, B. (ed.), 1993: 1994 IUCN red list of threatened animals. IUCN, Gland. 286 pp.

Welcomme, R. L., 1979: *Fisheries ecology of floodplain rivers*. Longman, London. 317 pp.

決議VI. 3 国際的に重要な湿地選定のための基準とガイドラインの見直し

1. ラムサール条約の締約国が「領域内の適切な湿地を国際的に重要な湿地のリストに含むために指定」(条文第2条1)すること、またリストに含まれる湿地(登録湿地)選定する際の手引きを提供するため、第4回締約国会議(1990年、スイスのモントルーで開催)で「国際的に重要な湿地」に関する勧告4. 2が採択されたことを想起し、
2. さらに勧告4. 2で、一般的な性質の二つの基準、すなわち
 - i) 典型的な、もしくは比類のない湿地に関する基準

ii) 動植物に基づく一般的な基準

そして水鳥に基づく特別な基準、およびこれらの基準を適用する際のガイドラインが採択されたことを想起し、

3. 今回の会議の分科会Eで討議された、「国際的に重要な湿地の選定のための魚類に基づく特別な基準の採用」の決議VI. 2が、特に開発途上国で重要な価値がある、魚類に基づく基準の適用の際の具体的な手引きを、その付属書に含めていることに注目し、

4. さらに魚類に基づく基準に添えられたような、より詳しいガイドラインの採用によって、既存の三つの基準に基づく国際的に重要な湿地の選定が容易になるであろうことに注目し、

5. 条約を普遍的に適用するための最終的な判断基準を確立するために、勧告4. 2では既存の基準にさらに修正を加えないよう求めているものの、科学技術検討委員会において既存の基準の見直しが必要であると提案されていることを意識し、

6. さらに条約の戦略計画(行動目標6. 3)は、締約国会議と科学技術検討委員会にラムサール条約の基準を定期的に検討するよう要請していることを意識し、

7. 分科会Eでの発表でも、基準の見直しとガイドラインの拡張が要請されていることに注目し、

8. さらに適用に際して、追加的基準やガイドラインが必要になるとと思われる、戦略計画(行動目標6. 2. 3)の「現在登録の少ない湿地タイプ、特に適当な場合には、サンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地」に関する言及、決議VI. 5の地下のカルスト地形湿地に関する内容、泥炭地に関する勧告6. 1、サンゴ礁と周辺の生態系に関する勧告6. 7に注目し、

締約国会議は、

9. 適切な専門家とパートナー機関の協力とともに条約事務局の助力を得て、戦略計画の行動目標6. 3、分科会Eでの討論、現在登録の少ない湿地タイプに関する勧告に照らし合わせ既存の基準を見直し、ガイドラインを改訂することを、科学技術検討委員会に要請する。

10. その過程で、湿地から得られる文化的価値と利益、またはそのいずれかを考慮にいれることを科学技術検討委員会に求める。

11. さらにこの見直しの結果が常設委員会に提出され、次回の第7回締約国会議の場で考慮、可能な場合には採択されることを要請する。

12. 地下水貯蔵や水質改善といった、重要な自然水文学上の機能に基づいて、ラムサールの登録地指定が行われる可能性を検討するよう、科学技術検討委員会に強く要望する。

決議VI. 4 水鳥に関する特別基準を運用するための個体群の数算出方法の採択

1. 国際的に重要な湿地の証明であり、条約、決議及び勧告でも言及されている水鳥の生態的価値を再度明らかにし、

2. 水鳥にとって重要な多くの登録湿地は、選定基準3C(水鳥に関する特別基準)の妥当性を実証するために、信頼できる情報を継続的に必要としていることを認め、

3. 決議5. 9によって、選定基準3Cに基づく水鳥の国際的な個体群の数の算出方法を定期的に見直すことが求められ、またさらに数値やデータを見直し、将来締約国会議に提出することがIWRB(現国際湿地保全連合)に要求されていることを想起し、